

岩手県告示第 112 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 89 条の 2 第 3 項において準用する同法第 53 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、県営八重畑地区土地改良事業に係る換地計画を定めるに当たり、次の土地を、これを従前の土地とする地積を特に減じて換地を定める土地として指定した。

平成 20 年 2 月 26 日

岩手県知事 達 増 拓 也

地積を特に減じて換地を定める土地の所在等

所 在	地 番	地 目	用 途	地 積	特に減じる地積
				m ²	m ²
花巻市石鳥谷町関口第 18 地割	27 番 2	田	田	3,210	650
" 第 20 地割	22 番 4	"	"	368	239
" 第 21 地割	31 番	"	"	602	369
" 第 23 地割	24 番	"	"	979	578
"	25 番 1	"	"	497	245
" 第 24 地割	25 番	"	"	1,416	413
"	33 番	"	"	614	262
"	37 番 1	"	"	602	138
" 第 25 地割	25 番 1	"	"	699	469
" 第 28 地割	45 番 4	"	"	258	68
"	47 番 1	"	"	839	593
" 八重畑第 1 地割	7 番 2	"	"	668	350
"	17 番 6	"	"	2,209	566
"	39 番 2	"	"	679	565
" 第 2 地割	1 番	"	"	881	342
"	9 番 3	"	"	961	379
"	13 番 2	"	"	379	350
"	23 番 1	"	"	761	435
"	37 番 1	"	"	551	393
" 第 3 地割	13 番 3	"	"	698	253.21
" 第 6 地割	7 番 8	"	"	485	10